

指定構造計算適合性判定機関票	
この標識は、指定構造計算適合性判定機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。	
指定の番号	国土交通大臣 第 1 5 号
指定の有効期限	令和 7 年 8 月 1 8 日から令和 1 2 年 8 月 1 7 日まで
機関の名称	日本建築検査協会 株式会社
主たる事務所の住所	東京都中央区日本橋二丁目12番9号 電話番号 0 3 （ 3 2 4 3 ） 2 7 8 8
代表者氏名	代表取締役 山崎 哲
業務区域	日本全域 （ただし、都道府県知事から業務を委任された場合に限る）
委任都道府県知事	青森県知事、岩手県知事、秋田県知事、山形県知事、福島県知事、茨城県知事、栃木県知事、群馬県知事、埼玉県知事、千葉県知事、東京都知事、神奈川県知事、新潟県知事、富山県知事、石川県知事、福井県知事、長野県知事、山梨県知事、岐阜県知事、三重県知事、鳥取県知事、島根県知事、岡山県知事、山口県知事、徳島県知事、香川県知事、愛媛県知事、高知県知事、佐賀県知事、大分県知事
取り扱う建築物	・青森県、岩手県、秋田県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、長野県、山梨県、鳥取県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の区域においては、全ての建築物とする ・山形県の区域においては、延べ面積が10, 000㎡を超える建築物、又は高さが31mを超える建築物とする ・福島県の区域においては、延べ面積が10, 000㎡を超える建築物とする ・新潟県の区域においては、延べ面積が2, 000㎡を超える建築物、延べ面積が10, 000㎡を超える建築物で計画通知による建築物、又は限界耐力計算等を行った建築物とする ・福井県の区域においては、延べ面積が5,000㎡を超える建築物とする ・岐阜県の区域においては、岐阜県指定構造計算適合性判定機関業務委任基準第 3 第 3 (1)～(10)に規定される建築物とする ・三重県の区域においては、限界耐力計算等を行った建築物又は県内に業務を行う事務所を置く判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により判定できない建築物とする ・島根県の区域においては、延べ面積が2,000㎡を超える建築物とする ・岡山県の区域においては、延べ面積が2,000㎡を超える建築物又は構造計算の計算方法が、限界耐力計算法による計算若しくは大臣認定プログラムのうち知事が別に指定するもの以外のプログラムによる計算による建築物、業務を行う事務所を岡山県内に置く判定機関が、当該判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により判定できない建築物とする ・山口県の区域においては、延べ面積が3, 000㎡を超える建築物、限界耐力計算等を行った建築物、又は延べ面積が3, 000㎡以下の建築物の判定の業務を行う判定機関が、構造計算適合性判定機関指定準則等の規定により判定できない建築物とする ・佐賀県の区域においては、限界耐力計算法による建築物とする ・大分県の区域においては、床面積が5, 000㎡を超える建築物、限界耐力計算等を行った建築物、又はすべての大分県指定判定機関の構造計算適合性判定業務規定において業務の範囲に含まれない建築物、及びすべての大分県指定判定機関が判定できない建築物とする